⑷　平成10年９月１日現在の在学証明書

なお、４の受験資格の⑴から⑶まで、⑸及び⑺に該当する者で、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を平成24年３月15日（木曜日）午後５時までに提出すること。

４の受験資格の⑷に該当する者で卒業見込証明書又は当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出した者にあっては、卒業証明書又は当該科目を修めたことを証する書類を平成24年３月15日（木曜日）午後５時までに提出すること。当該期日までに上記の書類が提出されないときは、当該受験は無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成23年11月21日（月曜日）から同年12月９日（金曜日）までの間に財団法人医療研修推進財団へ提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後12時、午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便によるものとし、平成23年12月９日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、34,000円とし、受験手数料の額を財団法人医療研修推進財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、平成24年２月１日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、平成24年３月28日（水曜日）午後２時に、厚生労働省にその受験地、受験番号を掲示し、財団法人医療研修推進財団のホームページにおいてもその受験地、受験番号を掲示して発表する。

７　その他　身体、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成23年10月31日（月曜日）までに財団法人医療研修推進財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　財団法人医療研修推進財団　東京都港区虎ノ門１丁目22番14号　ミツヤ虎ノ門ビル４階　郵便番号105―0001　電話番号03（3501）6515

言語聴覚士試験委員の公告

第14回言語聴覚士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成23年９月１日

厚生労働大臣　細川　律夫

試験委員長　森　　浩一
副委員長　立石　雅子
委　　員
東江　浩美　市村　恵一　今井　智子
内田　信也　内山千鶴子　大伴　　潔
大森　孝一　岡部　　卓　小川　　郁
粕谷　英樹　亀山洋一郎　川上　重彦
鎌原　雅彦　北　　義子　北川　泰久
倉内　紀子　小池三奈子　斎藤　純男
榊原　洋一　佐々木　淳　佐竹　恒夫
菅原　利夫　杉内　智子　鈴木　匡子
瀬戸　淳子　副島　昭夫　高橋　伸佳
田山　二朗　中川　尚志　西川　　隆
長谷川賢一　久　　育男　平澤　恭子
廣田　栄子　深浦　順一　藤崎　春代
藤谷　順子　藤原加奈江　藤原　俊之
堀口　利之　森　　悦朗　森田　悦史
山本　　豊　吉内　一浩　吉畑　博代
米本　　清

平成24年（第62回）計量士国家試験

計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第65条の規定に基づき、計量士国家試験の場所及び期日、受験願書の提出期限その他必要な事項を次のとおり告示する。

平成23年９月１日

経済産業大臣　海江田万里

１　試験の場所　北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州及び沖縄

２　試験の期日　平成24年３月４日（日）

３　試験の区分　試験は、環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士について行う。

４　受験願書（試験案内書）の配布期間　受験願書（試験案内書）の配布期間は平成23年10月３日（月）から同年10月31日（月）まで郵送のみの配布とする。

５　受験願書（試験案内書）の請求　受験願書（試験案内書）の配布を希望する場合は、下記の請求先に、「計量士試験願書○部希望」と明記した請求用封筒を送付すること。請求封筒には、希望部数に応じて、１部希望の場合は140円、２部は200円、３部は240円、４部から８部は390円、９部から10部は580円の切手を貼付し、宛先（請求者の住所・氏名及び連絡のとれる電話番号）及び希望部数を明記した返信用封筒を封入すること。なお、11部以上希望する場合は、請求先に相談すること。

受験願書（試験案内書）の請求先は下記のとおり。なお、経済産業省産業技術環境局計量行政室及び各経済産業局消費経済課、沖縄総合事務局商務通商課では受験願書用紙及び試験案内書の配布は行わない。

＜受験願書（試験案内書）の請求先＞

〒100―8799　東京都中央区銀座８―20―26　日本郵便銀座支店留め　株式会社日通総合研究所内計量士国家試験係　電話：03―4226―3000（平日９：30―17：00）

６　受験願書の受付期間等　平成23年10月14日（金）から同年10月31日（月）まで郵送のみの受付とする（当日の消印有効）。なお、願書を提出する際には、願書を入れた封筒の表面には「計量士国家試験願書在中」と明記し、提出方法は書留、簡易書留及び特定記録とする。

７　受験願書の提出先　受験願書の提出先は、下記のとおり。なお、経済産業省産業技術環境局計量行政室及び各経済産業局消費経済課、沖縄総合事務局商務通商課での受付は行わない。

＜受験願書の提出先＞

〒100―8799　東京都中央区銀座８―20―26　日本郵便銀座支店留め　株式会社日通総合研究所内計量士国家試験係　電話：03―4226―3000（平日９：30―17：00）

８　提出書類

・計量士国家試験受験願書
・計量法施行規則第63条第２項による試験科目の免除を受けようとする者は、既に合格した区分の試験についての合格証書の写し（願書裏面に貼付のこと。）。
・障がい等のために、受験に際して何らかの措置を希望する者は、特別措置に関する申請書

公　告

諮　詢　庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　S.H.Kアセットマネジメント株式会社
２．住所　東京都港区南青山１―20―２　乃木坂ビジネスコート
３．代表者の氏名　代表取締役　小谷　　哲
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第606号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年３月１日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年９月１日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　エフアールエム・インターナショナル・リミテッド
２．住所　東京都千代田区永田町２―11―１　山王パークタワー
３．代表者の氏名　日本における代表者　島津　明朗
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第624号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年３月１日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年９月１日

関東財務局長　居戸　利明